

監査公表第 539 号

平成 17 年 11 月 11 日監査公表第 524 号において公表した平成 17 年度定期監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 18 年 8 月 4 日

京都市監査委員	青 木 善 男
同	久 保 省 二
同	江 草 哲 史
同	藤 井 昭

平成 17 年度定期監査（工事）結果に対する措置状況

（上下水道局－1）

監 査 の 結 果
<p>外構工事等の工事種別の取扱いについて</p> <p>下水道部では、建築工事、設備工事及び土木工事を同一工事で一括発注する場合、原則として工事種別ごとにそれぞれの積算体系に従って工事価格を求め、それらを合算して工事費を算出する方式を採用している。建築工事に付帯する外構工事として取り扱うべき工事に土木工事の積算基準を適用していたため、工事価格が割高になっているものがあったと考えられる。</p> <p>一方、水道部では、同様の工事を建築工事として取り扱っており運用が局内で統一されていなかった。</p> <p>外構工事等の工事種別の取扱いについて、コスト縮減を念頭に置いた統一的な運用基準を作成することで、工事価格がより適切に算定されるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（工事共通）</p>

講 じ た 措 置
<p>建築工事と土木工事を一括発注する場合に、建築工事に付帯する外構工事等として取扱う範囲を明確にする局内統一基準(平成 17 年 12 月 20 日)を定め、適正な積算を行うよう、下水道部においては平成 17 年 12 月 27 日付け「設計積算業務等における適正化について」により、また、総務部においては同月 28 日付け、水道部においては平成 18 年 1 月 24 日付け同名の文書で関係職員に周知した。</p>

監 査 の 結 果

ガードフェンス等の工事施設の共通費の算定について
安全対策としてガードフェンス等の工事施設を設置する場合、共通仮設費の算定においては、共通仮設費率から算出するものとは別に積み上げることとされているが、積み上げ計上されていないため、過小積算となっていた。

適正な積算をされたい。

(資器材・防災センター配水管材料倉庫B棟改良工事)

講 じ た 措 置

ガードフェンス等の工事施設の共通費の算定については、適正な積算を徹底するために、総務部においては平成 17 年 12 月 28 日付け「設計積算業務等における適正化について」により、また、水道部においては同日付け「建築工事の積算における共通費算定チェックシートの活用について」により、共通費算定チェックシートによる内容確認を行うよう関係職員に周知した。

(上下水道局－3)

監 査 の 結 果

建築工事の中の鉄骨工事の共通費の算定について

建築工事の中に鉄骨工事が含まれる場合、共通仮設費及び現場管理費の算定においては、鉄骨工事に係る率を低減することとされているが、補正を行っていないため、過大積算となっていた。

適正な積算をされたい。

(旧器材検査所(漏水修繕センター)改良(建築)工事)

講 じ た 措 置

建設工事の中の鉄骨工事の共通費の算定については、適正な積算を徹底するために、総務部においては平成17年12月28日付け「設計積算業務等における適正化について」により、水道部は同日付け「建築工事の積算における共通費算定チェックシートの活用について」により、また、下水道部は平成18年1月5日付け「設計積算業務等における適正化について」により、共通費算定チェックシートによる内容確認を行うよう関係職員に周知した。

(上下水道局－4)

監 査 の 結 果

監督職員事務所の共通費の算定について

監督職員事務所を設けない場合、共通仮設費の算定においては、共通仮設費率を低減することとされているが、補正を行っていないため、過大積算となっていた。

適正な積算をされたい。

(吉祥院処理場滅菌棟新築工事)

講 じ た 措 置

監督職員事務所の設置が必要な工事は、特記仕様書に明記するよう、下水道部は平成17年12月27日付け「設計積算業務等における適正化について」により、また、総務部は同月28日付け同名の文書で関係職員に周知した。

(上下水道局－5)

監 査 の 結 果
<p>共通費のうち共通仮設費の算定について</p> <p>共通仮設費率を適用する工事では、直接工事費に対して定められた率をそのまま採用すべきである。しかし、現場の状況によりやむを得ず共通仮設費率を低減する場合にはその状況に見合っているべきところ、必要以上に低減しているため、過小積算となっていた。</p> <p>適正な積算をされたい。</p> <p>(旧器材検査所(漏水修繕センター)改良(電気設備)工事ほか)</p>

講 じ た 措 置
<p>共通仮設費の算定における共通仮設費率の適用については、現場の状況により共通仮設費率の低減が必要な場合には、低減項目内容の照査を行い適正な積算を行うよう、平成17年12月28日の総務課営繕担当者会議において「工事積算基準の共通費に係る共通仮設費率の積算の適正化について」により関係職員に周知した。</p>

(上下水道局－6)

監 査 の 結 果
<p>設計変更時の契約保証費について</p> <p>契約保証を必要とする工事の設計変更を行っても、契約保証費の補正は行わないこととされているが、補正を行っているため、過大積算となっていた。</p> <p>適正な積算をされたい。</p> <p>(鳥羽処理場第2ポンプ場ポンプ電気設備工事)</p>

講 じ た 措 置
<p>設計変更における契約保証費に関する積算システムのプログラムの誤りを修正し、契約保証費の積算を適正に行うよう改めるとともに、下水道部については平成17年12月27日付け「設計積算業務等における適正化について」により、また、総務部については同月28日付け同名の文書で関係職員に周知した。</p>

監 査 の 結 果

設計書における設計計上数量の數位等について

設計書における設計計上数量の數位については、平成14年度定期監査（工事）において指摘し、平成15年度に改善措置が講じられた。しかし、今回の監査においても、京都市上下水道局下水道部積算基準書（管渠施設編）に基づかない數位を計上している工種があった。

また、下水道部において、課により異なる数値基準があるため、同じ工種であるにもかかわらず違った數位となっていた。

適正な積算をするとともに、数値基準の統一の検討をされたい。

(堀川中央幹線（その2）公共下水道工事ほか)

講 じ た 措 置

設計書における設計計上数量の數位等については、前回の定期監査の指摘を受けての改善措置により、数値基準の不統一の件数は減っているが、再度、京都市上下水道局下水道部積算基準書の基となる「土木工事標準積算基準」（京都市建設局）による数値基準に基づくよう統一を図り、適正な積算を行うよう下水道部については平成17年12月27日付け「設計積算業務等における適正化について」により、また、総務部については同月28日付け同名の文書で関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

低入札価格調査制度の調査を実施した工事の監督等について

低入札価格調査制度の調査を実施した工事については、施工の監督に際して、粗雑工事とならないよう、また、下請への不当なしわ寄せ、労働条件の悪化及び安全対策を怠ることがないよう監督及び検査の強化を図る必要があるが、通常の監督及び検査により対応していた。

低入札価格調査制度の調査を実施した工事の適切な施工管理が行えるよう監督体制等の強化を検討されたい。

(旧器材検査所(漏水修繕センター)改良(機械設備)工事ほか)

講 じ た 措 置

低入札価格調査制度の調査を実施した工事については、監督及び検査の強化を図るため、「京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領」の改正を行うとともに、同要領に基づく運用を策定し、「低入札価格調査制度対象工事等チェックリスト」により適正な施工管理を行うよう平成18年2月1日付けで関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

維持管理業務委託における見積書の採用について

適正な設計価格の算出を担保するためには、見積書を複数者から徴することが望ましいが、1者からしか徴されておらず、また、徴した時期が古く積算の根拠として適切でない見積書を採用していた。

適正な積算をされたい。

(脱水ケーキ再生使用委託ほか)

講 じ た 措 置

維持管理業務委託における見積書の採用については、設計価格の算出時期に合わせて見積書を複数の者から徴するよう、水道部においては平成17年11月20日付け「複数業者からの見積り徴収の徹底について」により、また、総務部においては平成18年1月5日付け同名の文書により、下水道部においては同日付け「設計積算業務等における適正化について」により関係職員に周知した。

(監査事務局第一課)